

※ 外食業分野に関する必要な書類

<認定・変更用・第3表の14>

番号	必要書類	様式番号	提出の要否	留意事項	提出確認欄		官用欄		
					いずれか選択	過去に提出した申請日及び申請番号			
	次のAからBまでのいずれかの場合に応じた書類								
1	A)申請人が技能実習2号良好修了者の場合	※②のみ参考様式第1-2号	△(注1)	※希望する業務区分に試験免除となる職種・作業の技能実習は、医療・福祉施設給食製造職種・医療・福祉施設給食製造作業 ※技能実習生に関する評価調書の発行が受けられない場合には申請前に地方出入国在留管理局に相談してください。 ※今回の所属機関が申請人を技能実習生として受け入れたことがある場合であって、所属機関が技能実習法の「改善命令」や旧制度の「改善指導」を過去1年以内に受けていないときに限り提出省略可	有	無		有	無
	B)申請人が上記に該当しない場合	外食業特定技能1号技能測定試験の合格証明書の写し 次の①又は②のいずれか ①日本語能力試験(N4以上)の合格証明書の写し ②国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書(判定結果通知書)の写し	○	※職種・作業にかかわらず技能実習2号良好修了者の場合には提出不要。ただし、技能実習2号良好修了者であることを証明する書類の提出が必要	有	無		有	無
2	保健所長の営業許可証又は届出書の写し		△(注3)	※保健所長の営業許可の名宛人が特定技能所属機関と異なる場合(営業許可書の営業場所は特定技能外国人が業務に従事することとなる特定技能所属機関が運営している事業所に限る。)には、①名宛人が異なることに関する理由書、②特定技能外国人業務に従事することとなる事業所たる物件を所有又は管理する者との当該事業所における飲食サービス営業に関する契約書の写し等が必要	有	無		有	無
3	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)	分野参考様式第14-1号	○		有	無		有	無
4	協議会の構成員であることの証明書(特定技能所属機関)		○	※令和6年6月15日以降の申請については、一律に提出(初めて外食業分野で受け入れる場合には申請前の協議会加入手続)が必要	有	無		有	無
以下、登録支援機関に、1号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託する場合に必要な書類(登録支援機関の関係書類)									
5	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(登録支援機関)	分野参考様式第14-2号	○		有	無		有	無
6	協議会の構成員であることの証明書(登録支援機関)		○	※令和6年6月15日以降の申請については、一律に提出(初めて外食業分野で1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の委託を受けて支援を行う場合には申請前の協議会加入手続)が必要	有	無		有	無